

さつま町地域防災計画 (原子力災害対策編)

原子力災害避難計画

平成27年6月修正

さつま町

— 目 次 —

第1章 計画の基本的事項

- 第1節 本計画の位置付け…………… 1
- 第2節 本計画の性格…………… 1

第2章 避難に当たっての基本的な考え方

- 第1節 避難対象区域の範囲…………… 2
- 第2節 避難等の対応方針…………… 4

第3章 避難等に関する情報伝達…………… 7

第4章 避難誘導等の実施

- 第1節 避難の方法…………… 9
- 第2節 避難施設・避難経路・バス避難集合場所…………… 9
- 第3節 安定ヨウ素剤の服用…………… 21

第5章 災害時要援護者等への対応

- 第1節 在宅の災害時要援護者等の避難…………… 21
- 第2節 病院等医療機関における避難措置…………… 21
- 第3節 社会福祉施設における避難措置…………… 21
- 第4節 学校等施設における避難措置…………… 21

第6章 避難所等における医療体制

- 第1節 緊急被ばく医療…………… 22
- 第2節 避難者の健康管理…………… 22

資料

- 原子力災害対策指針（抜粋）…………… 23

第1章 計画の基本的事項

第1節 本計画の位置付け

本計画は、本町の原子力災害対策の基本となる「さつま町地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「地域防災計画」という。）に基づくものであり、原子力災害に係る住民等の避難等の実施について必要な事項を定めるものである。

なお、本計画は、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」等の見直しが行われた場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2節 本計画の性格

地域防災計画では、原子力災害対策を「原子力災害事前対策」、「緊急事態応急対策」、「複合災害時対策」「原子力災害中長期対策」の4段階で定めている。

本計画は、「原子力災害対策特別措置法」（以下「原災法」という。）第15条に基づく「原子力緊急事態宣言」が発出された場合の緊急事態応急対策のうち、初期対応として実施する放射線等からの防護措置等を迅速かつ円滑に実行するため、原子力発電所における事故等の連絡を受けた直後から住民等の避難完了までの対応について定めるものとする。

第2章 避難に当たっての基本的な考え方

第1節 避難対象区域の範囲

避難対象区域については、地域防災計画において「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）」の範囲として定めている川内原子力発電所からおおむね 30 kmの範囲内である緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone、以下「UPZ」という。）とする。

なお、UPZ外の区域の住民等に係る防護措置については、基本的にUPZ内の住民等に係る防護措置を実施する基準に照らして、国の指示等により実施するものとする。

◆「地域防災計画」別表2 UPZ

	UPZ	
	地域	地区（公民会等）
さつま町	宮之城屋地	城之口、五日町、町頭、上仲町、天神、屋地馬場、八幡馬場、愛宕、東谷、川原町、中央、ウッドタウン、観月台、ホープタウン、（宮之城病院、むつみ寮、ふくし園）
	虎居	虎居町、東町、西町、轟原、虎居馬場、西手、上向、上向中、虎居大角、甫立、海老川、日当瀬、一ツ木、下川口、（紫雲寮）
	時吉	時吉新町、時吉中城
	船木	船木東、船木西、船木下、旭、（マモリエ）
	柊野	柊野上向江、柊野中間下
	平川	下平川、上平川、大薄下、大薄上
	湯田の一部	湯之元、湯田中、湯田上、湯田下、（ほのぼの苑）
	佐志の一部	木渋、前目、さくら、上寺下、豆漬、布田、あながわ、田原
	山崎	山崎麓、山崎中、荒瀬
	久富木	北原、大長、角郷、久富木町、大畝町
	二渡	二渡町、二渡、須杭、折小野
	白男川	浅井野、白男川
	泊野	泊野高峰、きらら
	神子の一部	柳野
	柏原	上川口、市場、諏訪下、小路下手、大願寺、下京塚原、京塚原、種子田
	紫尾	紫尾下、紫尾中、紫尾上、（鶴宮園）

※（ ）はUPZに含まれる医療機関、学生寮等であり、入居者が住民票を置いている施設である。

◆「地域防災計画」別図2 UPZ



第2節 避難等の対応方針

1 防護措置の準備及び実施

防護措置の準備及び実施については、地域防災計画「第1章第8節」や「原子力災害対策指針」に基づき、国、県等と連携して適切に対応する。

なお、原子力緊急事態となった際のUPZにおける防護措置は、「屋内退避」を原則とし、放射性物質が環境へ放出された場合は、緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level、以下「OIL」という。）と照らし合わせ、UPZ及びUPZ外における必要な防護措置を実施することとする。

(1) 放射性物質放出前の防護措置

原子力施設の状態等（設備や放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等）に基づき、設定された基準である緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level、以下「EAL」という。）における、3つの区分に応じて、防護措置を実施するものとする。

このほか、九州電力との「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書」第2条第2項に規定する「異常時における連絡」の際にも必要な対応を実施するものとする。

《緊急事態区分及びその判断基準となるEAL》

緊急事態区分	主なEAL
警戒事態	<ul style="list-style-type: none">原子力施設立地都道府県において震度6弱以上の地震原子力施設立地都道府県において大津波警報原子力施設において設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）
施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none">原子炉冷却材の漏えい全ての交流電源喪失（5分以上継続）原子炉停止中に全ての原子炉冷却機能喪失
全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none">全ての非常用直流電流喪失（5分以上継続）非常停止の必要時に全ての原子炉停止機能喪失敷地境界の空間放射線量が5μSv/h（10分以上継続）

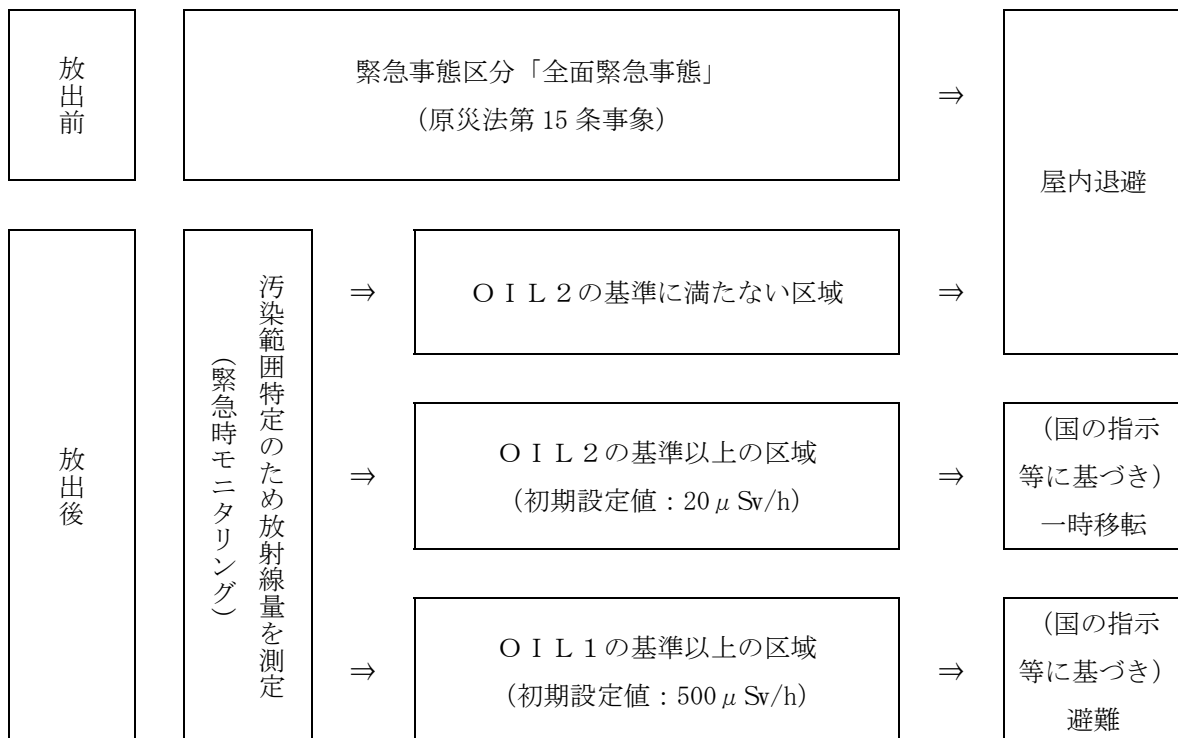
(2) 放射性物質放出後の防護措置

放射性物質が環境に放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果に基づき、OILと照らし合わせ、防護措置を実施するものとする。

《各防護措置及びその判断基準となるOIL》

基準名	基準の概要	防護措置の概要
OIL1	避難基準	数時間内目途に区域を特定し、避難。
OIL4	除染基準	避難者等をスクリーニングし、基準を超える場合に除染。
OIL2	一時移転基準	1日以内目途に区域の特定等を行い、1週間内目途に一時移転。
飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物中の放射性核種濃度の測定地域の特定基準	数日内目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定区域を特定。
OIL6	飲食物摂取制限基準	1週間内目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定等を行い、基準を超えるものについて摂取制限。

《放射性物質の放出前後における緊急事態判断基準及び防護措置実施基準》



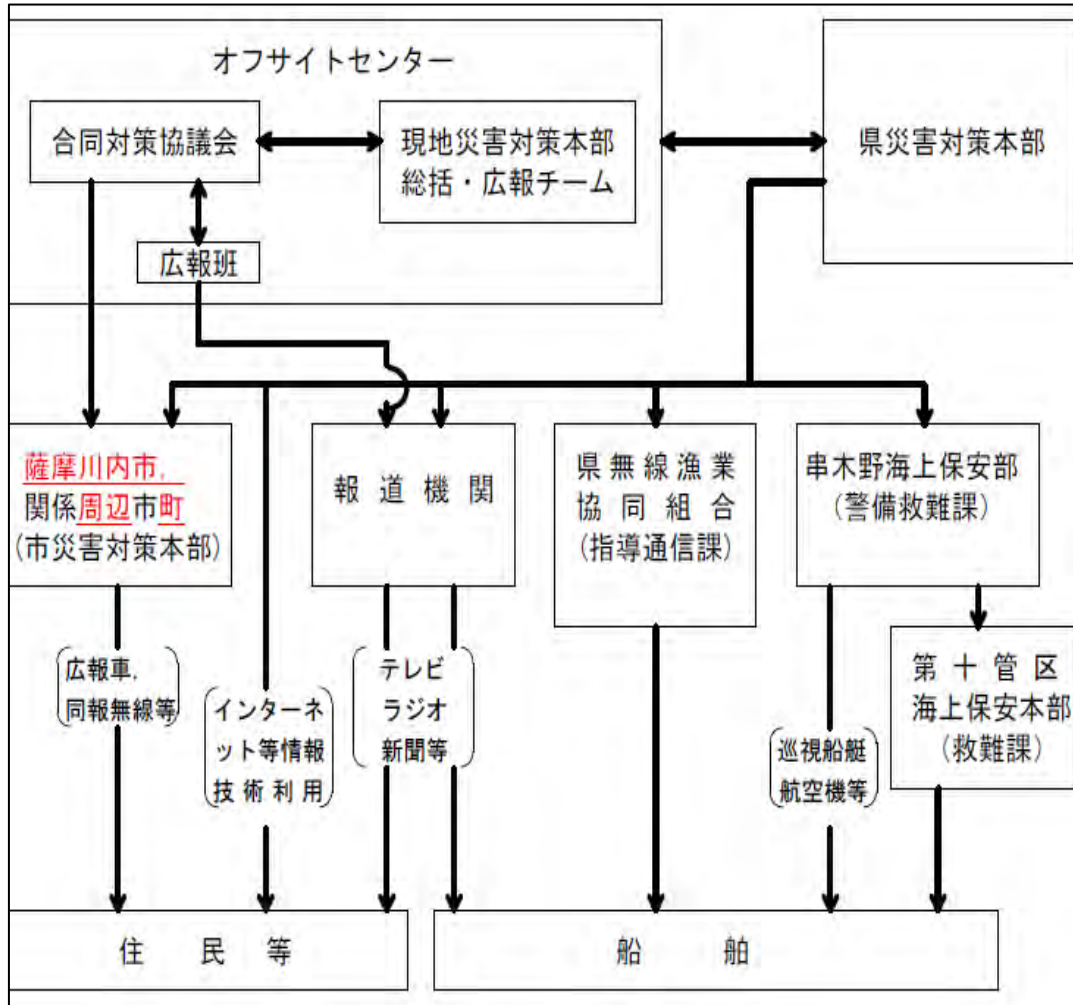
《EALやOIL等に応じた防護措置》

		区分	本町の対応	住民等の行動
放射 性物 質の 放 出 前	E A L	異常時における連絡 (九州電力等からの通報 連絡)	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・情報収集、連絡体制の構築 (災害警戒本部の設置) ・住民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の情報等に留意
		警戒事態 (九州電力からの通報連 絡)	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・情報収集、連絡体制の構築 (災害対策本部・現地災害対策本部の設 置) ・平常時モニタリングの強化 ・住民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の情報等に留意
		施設敷地緊急事態 (県・九州電力からの通報 連絡、国県からの指示等)	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・情報収集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの実施 ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 ・屋内退避準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の指示、情報等に 留意 ・屋内退避の準備
		全面緊急事態 (県・九州電力からの通報 連絡、国県からの指示等)	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び他自治体への応援要請 ・緊急時モニタリングの実施 ・屋内退避の実施 ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 ・安定ヨウ素剤の服用準備 ・避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・ 一時移転先、輸送手段、スクリーニング場 所の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避の実施 ・今後の指示、情報等に 留意 ・避難、一時移転の準備
放射 性物 質の 放 出 後	O I L	O I L 2 の基準以上の区 域(1時間当たり $20 \mu Sv$ が基準値)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施 ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 ・一時移転、体表面除染の実施 ・(必要に応じて)安定ヨウ素剤の配布・服 用指示等 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の指示、情報等に 留意 ・(国の指示等に基づき) 一時移転の実施 ・(必要に応じて)安定 ヨウ素剤の服用
		O I L 1 の基準以上の区 域(1時間当たり $500 \mu Sv$ が基準値)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施 ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 ・避難、体表面除染の実施 ・(必要に応じて)安定ヨウ素剤の配布・服 用指示等 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の指示、情報等に 留意 ・(国の指示等に基づき) 避難の実施 ・(必要に応じて)安定 ヨウ素剤の服用

第3章 避難等に関する情報伝達

避難等に関する情報伝達については、地域防災計画「第4章第9節」に基づき、国、県等と連携して適切に対応する。

◆「地域防災計画」別表12 広報体制



◆「地域防災計画」別表13 主な広報事項

1	異常事象が生じた施設名及び発生時刻
2	異常事象の状況と今後の予測
3	原子力発電所における対策状況
4	オフサイトセンター、県、市及び防災関係機関の対策状況
5	住民等がとるべき行動及び注意事項
6	その他必要と認める事項

《広報例文》

1 警戒広報（警戒事態発生時）

こちらは、防災さつま町役場です。
本日午前（午後）〇時〇分、九州電力川内原子力発電所付近で大きな地震が発生しました。
原子力災害に警戒するため、さつま町では午前（午後）〇時〇分、災害警戒本部（災害対策本部・現地災害対策本部）を設置しました。
現在のところ、放射性物質が外部に漏れたという情報はありません。
住民の皆様は、無用な外出は控え、今後の町からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報にご注意ください。
今後、新たな情報が入り次第、お知らせします。

2 警戒広報（施設敷地緊急事態）※屋内退避準備時

こちらは、防災さつま町役場です。さつま町災害対策本部から緊急のお知らせです。
本日午前（午後）〇時〇分、九州電力川内原子力発電所で、〇〇が〇〇する事故が発生しました。
現在のところ、放射性物質は外部に漏れていませんが、住民の皆さんは、屋内退避の準備を行ってください。
今後の町からのお知らせや、テレビ、ラジオ等の情報にご注意ください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

3 屋内退避指示広報（全面緊急事態）※屋内退避指示時

こちらは防災さつま町役場です。さつま町災害対策本部から緊急のお知らせです。
本日午前（午後）〇時〇分、九州電力川内原子力発電所の施設敷地外で放射性物質が検出されました。
次の地域の皆様は、自宅などの建物の中に避難してください。
対象地域は、〇〇地区の全公民会、〇〇地区の〇〇、〇〇、……〇〇公民会です。
また、その他の地域の皆様も無用な外出は控えてください。
今後の町からのお知らせや、テレビ、ラジオ等の情報にご注意ください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

4 避難指示広報

こちらは防災さつま町役場です。さつま町災害対策本部から緊急のお知らせです。
九州電力川内原子力発電所の事故の拡大により、次の地域の皆様に避難指示を発令します。
対象地域は、〇〇地区の全公民会、〇〇地区の〇〇、〇〇、……〇〇公民会です。
対象者の皆様は、指定避難所を確認の上、あわてず、落ち着いて避難行動を開始してください。
自家用車による避難が困難な方は、指定されたバス避難集合場所にお集まりください。
その他の地域の皆様は、自宅など建物の中に避難してください。
今後の町からのお知らせや、テレビ、ラジオ等の情報にご注意ください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

第4章 避難誘導等の実施

町は、地域防災計画「第4章第4節」や「原子力災害対策指針」に基づき、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。

第1節 避難の方法

(1) 避難の手段

避難の際は、原則、自家用車両を利用するものとし、自家用車両による避難が困難な住民については、近所の方々との乗り合い又は、集合場所に参集し、町等の準備した車両により避難を行う。

(2) 避難車両の手配

避難車両が不足する場合には、町は県を通じて、県バス協会、消防機関、自衛隊等に要請し、手配した車両により避難を行う。さらに避難車両が必要な場合には国へ要請するものとする。

(3) 避難状況の確認

町は、避難のための立ち退きの勧告または指示等の連絡を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等により住民等の避難状況を確認するものとする。

(4) 防災関係機関への協力要請

町は、避難・屋内退避等の指示を行う場合には、消防機関や警察署その他の防災関係機関に指示内容を伝達するとともに、協力を要請する。

(5) 避難所への町職員の派遣

町は、避難所に職員を派遣し、町災害対策本部及び避難住民との連絡調整に当たらせる。

(6) 避難者状況の早期把握

町は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。

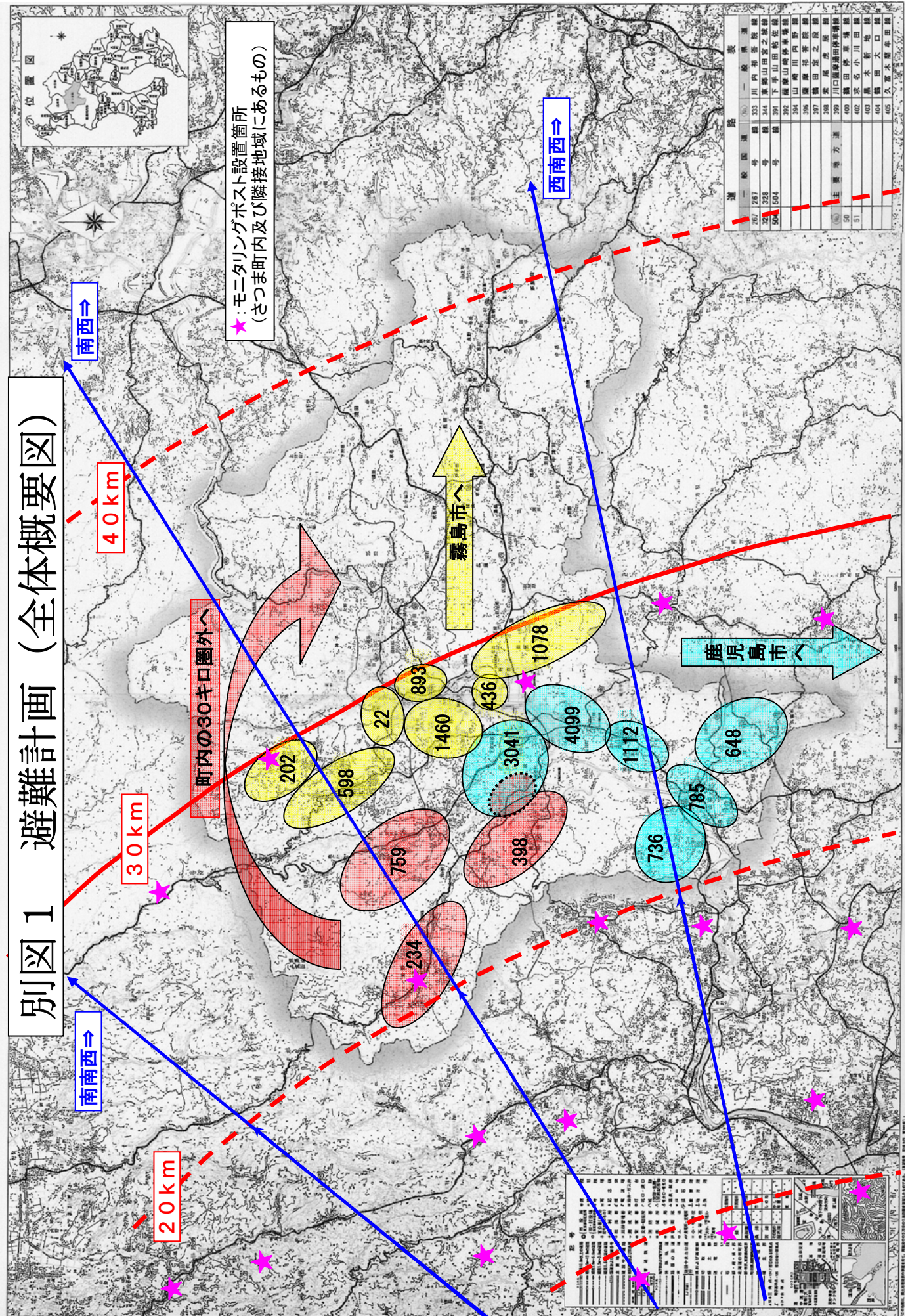
第2節 避難施設・避難経路・バス避難集合場所

避難施設・避難経路・バス避難集合場所は、避難対象公民会ごとに次のとおり定めるものとする。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 避難計画（全体概要図） | 別図1 |
| (2) 避難計画の概要 | 別図2 |
| (3) 避難計画（避難先：町内の30km圏外） | 別図3 |
| (4) 避難計画（避難先：鹿児島市） | 別図4 |
| (5) 避難計画（避難先：霧島市） | 別図5 |
| (6) 避難計画（地区・公民会別） | 別表1 |

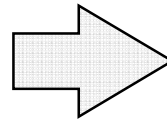
※ 予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不適当である場合には、県の「原子力防災・避難施設等調整システム」により調整された施設へ避難するものとする。

別図1 避難計画（全体概要図）

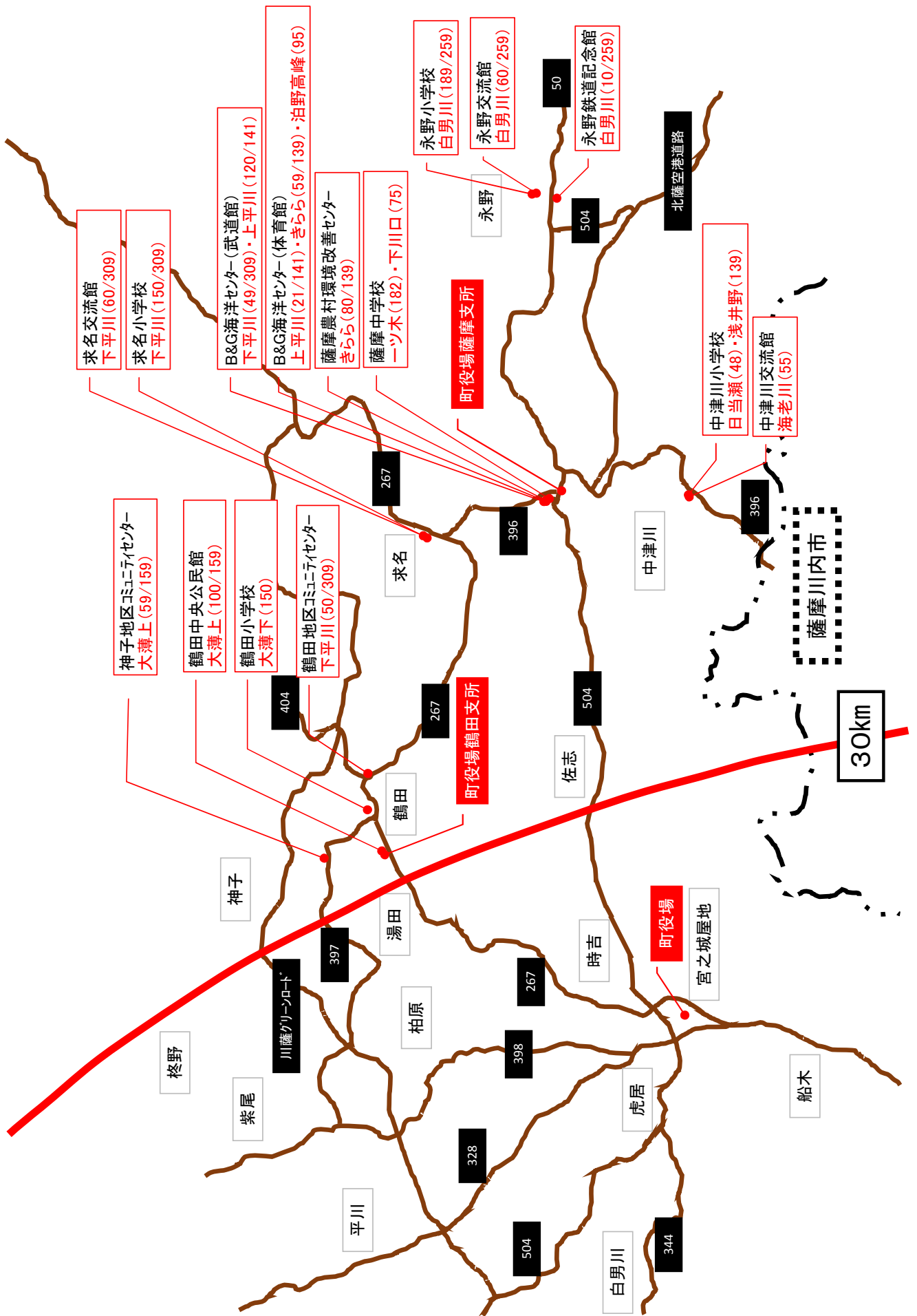


別図2 避難計画の概要

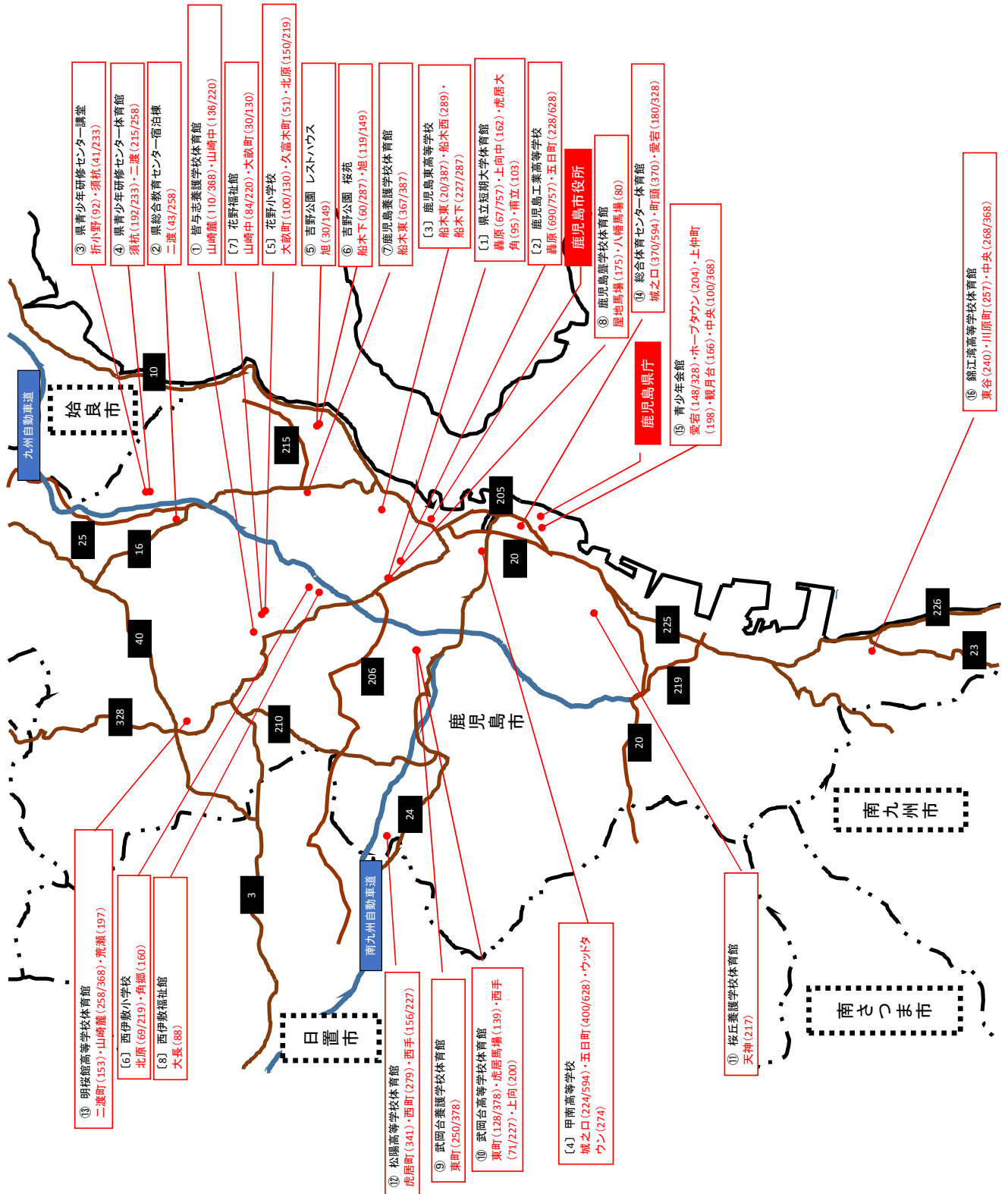
避難対象地域	避難先
宮之城屋地地区 城之口・五日町・町頭・上仲町・天神・愛宕・屋地馬場・八幡馬場・東谷・川原町・中央・ウッドタウン・観月台・ホープタウン	鹿児島市
虎居地区(一部町内30キロ圏外と分割) 虎居町・東町・西町・轟原・虎居馬場・西手・上向・上向中・虎居大角・甫立	鹿児島市
時吉地区 時吉新町・時吉中城	霧島市
船木地区 船木東・船木西・船木下・旭	鹿児島市
柵野地区 柵野上向江・柵野中間下	霧島市
湯田地区 湯之元・湯田中・湯田上・湯田下	霧島市
佐志地区 木浜・前目・さくら・上寺下・豆漬・布田・あながわ・田原	霧島市
山崎地区 山崎麓・山崎中・荒瀬	鹿児島市
久富木地区 北原・大長・角郷・久富木町・大畝町	鹿児島市
二渡地区 二渡町・二渡・須杭・折小野	鹿児島市
神子地区 柳野	霧島市
柏原地区 上川口・市場・諏訪下・小路下手・大願寺・下京塚原・京塚原・種子田	霧島市
紫尾地区 紫尾下・紫尾中・紫尾上	霧島市
虎居地区(一部鹿児島市と分割) 海老川・日当瀬・一ツ木・下川口	町内の30km圏外
平川地区 下平川・上平川・大薄下・大薄上	町内の30km圏外
白男川 浅井野・白男川	町内の30km圏外
泊野地区 泊野高峰・きらら	町内の30km圏外



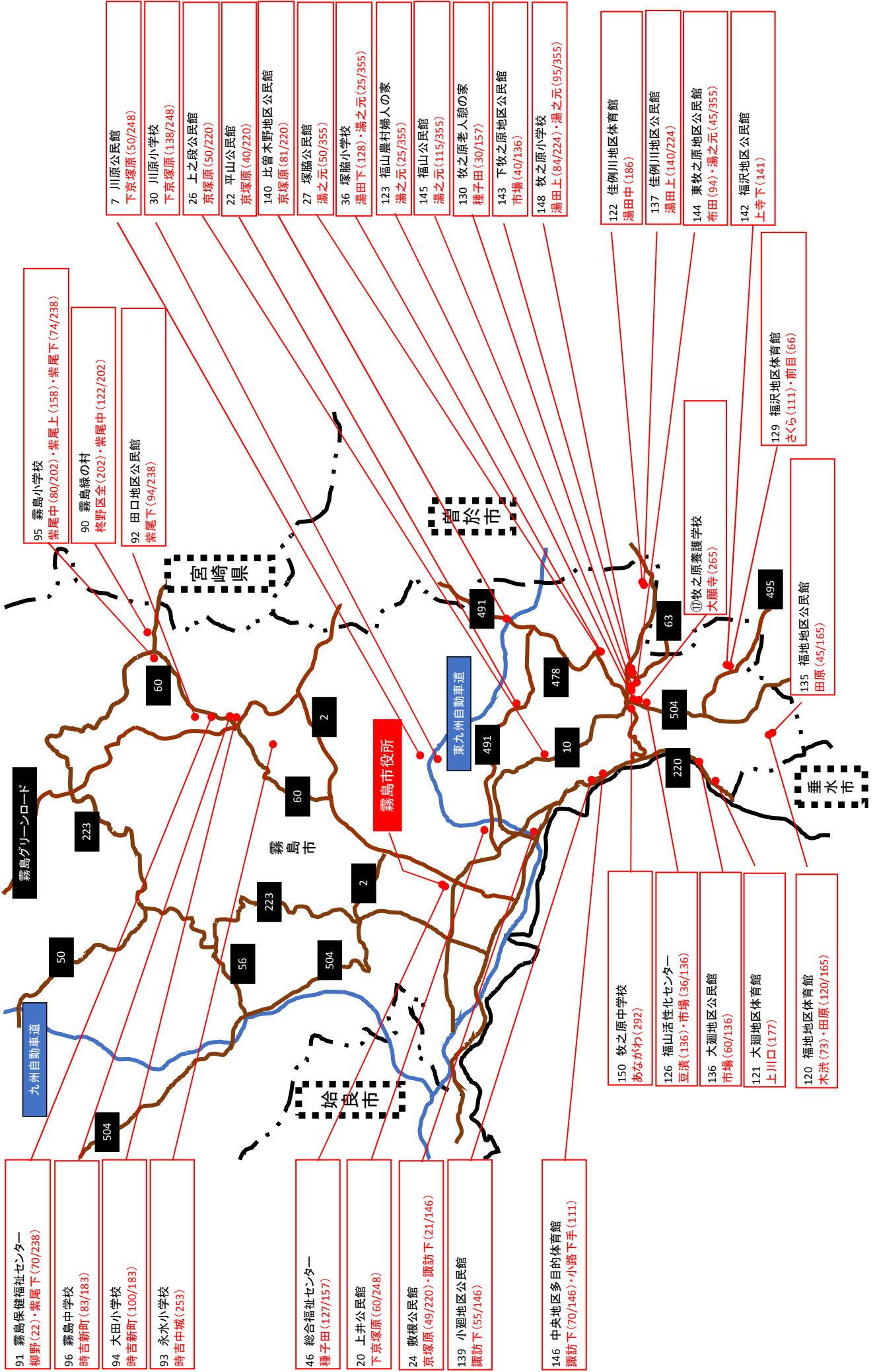
別図3 避難計画（避難先：町内の30km圏外）



別図4 避難計画(避難先:鹿児島市)



別図5 避難計画(避難先:霧島市)



避難計画（地区・公民会別）別表1

地区	公民会	UPZ対象人口	誘導数(人)	避難施設			避難経路(国：国道、県：県道)		避難先自治体	バス避難集合場所
				番号	収容	施設名	所在地	経路①		
宮之城 屋地	城之口	594	370	936	県総合体育センター体育館	下荒田四丁目47-1	国328→国3→県20	国504→県51→県42→県25→国10→国225	鹿児島市	盈進小学 校
			224	946	甲南高校	上之園町23-1				
	五日町	628	400	946	甲南高校	上之園町23-1	国328→国3→県210→県24	国504→県51→県42→県25→県206→国3		
			228	950	鹿児島工業高校	草牟田二丁目57-1				
	町頭	370	370	936	県総合体育センター体育館	下荒田四丁目47-1	国328→国3→県20	国504→県51→県42→県25→国10		
			198	855	県青少年会館	鴨池新町1番8号				
	天神	217	217	229	桜丘養護学校体育館	桜ヶ丘6-12	国328→国3→国225→市道	国504→県51→県42→県25→国10→国225→市道		
			175	270	鹿児島聾学校体育館	下伊敷一丁目52-27				
	屋地馬場	175	175	270	鹿児島聾学校体育館	下伊敷一丁目52-27	国328→国3→市道	国504→県51→県42→県25→県206→国3		
			80	270	鹿児島聾学校体育館	下伊敷一丁目52-27				
	愛宕	328	180	936	県総合体育センター体育館	下荒田四丁目47-1	国328→国3→県20	国504→県51→県42→県25→国10		
			148	855	県青少年会館	鴨池新町1番8号				
	東谷	240	240	879	錦江湾高校体育館	平川町4047	国328→国3→国225→国226→県23	国504→県51→県42→県25→国10		
			257	879	錦江湾高校体育館	平川町4047				
	川原町	257	257	879	錦江湾高校体育館	平川町4047	国328→国3→県20	国504→県51→県42→県25→国10→国225		
			268	879	錦江湾高校体育館	平川町4047				
中央	368	100	855	県青少年会館	鴨池新町1番8号	国328→国3→県20	国504→県51→県42→県25→国10→国225			
		274	946	甲南高校	上之園町23-1					
ウッドタウン	274	166	855	県青少年会館	鴨池新町1番8号	国328→国3→県210→県24	国504→県51→県42→県25			
		204	855	県青少年会館	鴨池新町1番8号					
観月台	166	204	855	県青少年会館	鴨池新町1番8号	国328→国3→県20	国504→県51→県42→県25→国10→国225			
		204	855	県青少年会館	鴨池新町1番8号					
ホーブタウン	14公民会	4,099	4,099							
虎居	虎居町	341	341	845	松陽高校体育館	福山町573	国328→県210(→県24)	国504→県51→県42→県25→県40→国328→国3→県210→県24		
			250	273	武岡台養護学校体育館	小野町2760				
	東町	378	128	612	武岡台高等学校体育館	小野町3175	国328→国3→県210→県206→市道	国504→県51→県42→県25→県206→市道		
			279	845	松陽高校体育館	福山町573				
轟原	757	690	950	鹿児島工業高校	草牟田二丁目57-1	国328→国3→市道	国504→県51→県42→県25→県40→国328→国3→県210→県24			
		67	487	県立短期大学校体育館	下伊敷1丁目52-1					
虎居馬場	139	139	612	武岡台高等学校体育館	小野町3175	国328→国3→県210→県206→市道	国504→県51→県42→県25→県206→市道			
		156	845	松陽高校体育館	福山町573					
西手		227	71	612	武岡台高等学校体育館	小野町3175	国328→国3→県210→県206→市道	国504→県51→県42→県25→県206→市道		
小計										
	虎居町	341	341	845	松陽高校体育館	福山町573	国328→県210(→県24)	国504→県51→県42→県25→県40→国328→国3→県210→県24		
	東町	378	250	273	武岡台養護学校体育館	小野町2760	国328→国3→県210→県206→市道	国504→県51→県42→県25→県206→市道		
	西町	279	128	612	武岡台高等学校体育館	小野町3175	国328→国3→県210(→県24)	国504→県51→県42→県25→県40→国328→国3→県210→県24		
	轟原	757	690	950	鹿児島工業高校	草牟田二丁目57-1	国328→国3→市道	国504→県51→県42→県25→県40→国328→国3→県210→県24		
	虎居馬場	139	139	612	武岡台高等学校体育館	小野町3175	国328→国3→市道	国504→県51→県42→県25→県206→市道	鹿児島市	虎居地区 公民館
	西手	227	156	845	松陽高校体育館	福山町573	国328→国3→市道	国504→県51→県42→県25→県40→国328→国3→県210→県24		
			71	612	武岡台高等学校体育館	小野町3175	国328→国3→県210→県206→市道	国504→県51→県42→県25→県206→市道		

避難計画（地区・公民会別）別表1

地区	公民会	UPZ対象人口	誘導数(人)	避難施設				避難経路(国：国道、県：県道)		避難先自治体	バス避難集合場所	
				番号	収容	施設名	所在地	経路①	経路②			
虎居	上向	200	200	県10	612	武岡台高等学校体育館	小野町3175	国328→国3→県210→県206→市道	国504→県51→県42→県25→県206→市道	鹿児島市	虎居地区 公民館	
	上向中	162	162	①	487	県立短期大学校体育館	下伊敷1丁目52-1	国328→国3	国504→県51→県42→県25→県206→国3			
	虎居大角	95	95	①	487	県立短期大学校体育館	下伊敷1丁目52-1			県344→国504→県396		さつま町
	甫立	103	103	①	487	県立短期大学校体育館	下伊敷1丁目52-1	県344→国504→県396				
	海老川	55	55	33	60	中津川交流館	中津川2009			県344→国504		
	日当瀬	48	48	34	188	中津川小学校	中津川4269					
	一ツ木	182	182	32	313	薩摩中学校	求名12761-1					
下川口	75	75	32	313	薩摩中学校	求名12761-1						
小計	14公民会	3,041	3,041									
時吉	時吉新町	183	100	94	100	大田小学校	霧島田口64	国504→県50→国223→広域農道→県60	国504→県2→県60	霧島市	ほたる館	
	時吉中城	253	253	93	277	霧島中学校	霧島田口3085	国504→県50→国223→広域農道→県60→市道	国504→県2→県60→市道			
	小計	2公民会	436	436								
船木	船木東	387	367	県7	382	鹿児島養護学校体育館	吉野一丁目42-1	県392→県393→県51→県42→県25→県16	県333→県51→県42→県25→県16→県215	鹿児島市	宮之城総合グラウンド	
	船木西	289	20	③	585	鹿児島東高校	東坂元三丁目28-1					県392→県393→県51→県42→県25→県16
	船木下	287	289	③	585	鹿児島東高校	東坂元三丁目28-1	県392→県393→県51→県42→県25→県16	県333→県51→県42→県25→県16			
	旭	149	227	③	585	鹿児島東高校	東坂元三丁目28-1					県392→県393→県51→県42→県25→県16
	小計	4公民会	1,112	1,112	60	191	吉野公園 桜苑	吉野町7955	県392→県393→県51→県42→県25→県16→市道			
	柘野	柘野上向江	98	98	90	395	霧島緑の村	霧島田口2608				県397→川薩がリノード→県404→国267→県396→国504→県50→国223
小計	2公民会	202	202									
平川	下平川	309	50	20	60	鶴田地区コミュニティセンター	鶴田3424-1	川薩がリノード→県404→国267		さつま町	平川小学校	
	小計	2公民会	436	436								川薩がリノード→県404→国267→県396
	小計	2公民会	202	202				川薩がリノード→県404→国267→県396				
	小計	2公民会	202	202								川薩がリノード→県404→国267→県396

避難計画（地区・公民会別）別表1

地区	公民会	UPZ対象人口	誘導数(人)	避難施設				避難経路(国：国道、県：県道)		避難先自治体	バス避難集合場所
				番号	収容	施設名	所在地	経路①	経路②		
平川	上平川	141	120	182	B&G海洋センター(武道館)	求名12753-3	川薩がリロード→県404→国267→県396		さつま町	平川小学校	
			21	200	B&G海洋センター(体育館)	求名12753-3					
	大薄下	150	150	181	鶴田小学校	鶴田2880	国328→川薩がリロード→県397				
			59	60	神子地区コミュニティセンター	鶴田5896-1					
	大薄上	159	100	100	鶴田中央公民館	神子666-1					
小計	4公民会	759	759								
湯田	湯之元	355	50	51	塚脇公民館	国分上之段2283-9	国267→県396→国504→国10→県478	国267→県396→国504→県50→国10	霧島市	流水小学校	
			25	171	塚脇小学校	国分上之段2284					
			25	25	福山農村婦人の家	福山町福山4713-2	国267→県396→国504→国10	国267→県396→国504→県50→国10			
			95	210	牧之原小学校	福山町福山5150-25	国267→県396→国504→国10→県63	国267→県396→国504→県50→国10			
			45	155	東牧之原地区公民館	福山町福山5290-61	国504(→国10)	国504→県50→国10→国504			
	湯田中	186	224	115	128	福山公民館	福山町福山5290-61	国267→県396→国504→国10	国267→県396→国504→県50→国10	霧島市	流水小学校
				186	211	佳例川地区体育館	福山町佳例川1541	国267→県396→国504→国10→市道	国267→県396→国504→県50→国10		
				140	153	佳例川地区公民館	福山町佳例川1541	国267→県396→国504→国10→市道	国267→県396→国504→県50→国10		
				84	210	牧之原小学校	福山町福山5150-25	国267→県396→国504→国10→県63	国267→県396→国504→県50→国10		
				128	171	塚脇小学校	国分上之段2284	国267→県396→国504→国10→県478	国267→県396→国504→県50→国10		
小計	4公民会	893	893								
佐志	木浜	73	73	211	福地区体育館	福山町福地880-1	県51→国504(→国10)→市道	県51→国504→県50→国10→国504	霧島市	佐志地区公民館	
			66	184	福沢地区体育館	福山町福地2319					
	前目	66	111	66	129	福沢地区体育館	福山町福地2319	国504(→国10)→県495	国504→県50→県55→国10→国504	霧島市	佐志地区公民館
				111	184	福沢地区体育館	福山町福地2319				
	上寺下	141	141	141	142	福沢地区公民館	福山町福地2316-1	国504(→国10)→県495	国504→県50→県55→国10→国504	霧島市	佐志地区公民館
				141	155	福沢地区公民館	福山町福地2316-1				
	豆漬	136	94	136	126	福山活性化センター	福山町福山6288-50	国504(→国10)	国504→県50→県55→国10→国504	霧島市	佐志地区公民館
				94	155	東牧之原地区公民館	福山町福山5290-61				
	布田	292	165	292	150	牧之原中学校	福山町福山4623-1	国504(→国10)→市道	国504→県50→県55→国10→国504	霧島市	佐志地区公民館
				292	333	牧之原中学校	福山町福山4623-1				
田原	165	120	45	49	福地区公民館	福山町福地955-2	国504(→国10)→市道	国504→県50→県55→国10→国504	霧島市	佐志地区公民館	
			120	211	福地区体育館	福山町福地880-1					
小計	8公民会	1,078	1,078								

避難計画（地区・公民会別）別表1

地区	公民会	UPZ対象人口	誘導数 (人)	避難施設				避難経路(国：国道、県：県道)		避難先自治体	バス避難 集合場所	
				番号	収容	施設名	所在地	経路①	経路②			
山崎	山崎麓	368	258	13	613	明桜館高校体育館	郡山町100番地	国328	県393→県333→県51→県42→県25→県40→国328	鹿児島市	山崎地区 公民館	
			110	1	255	皆与志養護学校体育館	皆与志町1782-1	国328号→国3→市道	県393→県333→県51→県42→県25			
	山崎中	220	136	1	255	皆与志養護学校体育館	皆与志町1782-1	国328	県393→県333→県51→県42→県25→県40→国328	鹿児島市	山崎地区 公民館	
			84	7	114	花野福祉館	花野光坊丘一丁目31-2					
久富木	荒瀬	197	197	13	613	明桜館高校体育館	郡山町100番地	国328	県393→県333→県51→県42→県25→県40→国328	鹿児島市	久富木区 公民館	
			785									
	北原	219	150	5	308	花野小学校	花野光坊丘一丁目1-1	国328→国3→市道	県393→県333→県51→県42→県25→県40→国328	鹿児島市	久富木区 公民館	
			69	6	308	西伊敷小学校	西伊敷四丁目12-1					
	大長	88	88	8	110	西伊敷福祉館	西伊敷3丁目16?17	国328→国3→市道	県393→県333→県51→県42→県25→市道	鹿児島市	久富木区 公民館	
			160	6	308	西伊敷小学校	西伊敷四丁目12-1					
	大畝町	130	51	5	308	花野小学校	花野光坊丘一丁目1-1	国328→国3→市道	県393→県333→県51→県42→県25→市道	鹿児島市	久富木区 公民館	
			100	5	308	花野小学校	花野光坊丘一丁目1-1					
	小計	5公民会	648	648								
				30	7	114	花野福祉館	花野光坊丘一丁目31-2				
二渡	二渡町	258	153	13	613	明桜館高校体育館	郡山町100番地	国328	県393→県333→県51→県42→県25→県40→国328	鹿児島市	山崎地区 公民館	
			215	4	420	青少年研修センター体育館	宮之浦町4226-1	国328→県393→県51→県42→県25→市道	国328→県395→県211→県42→県25			
	須杭	233	43	2	57	県総合教育センター宿泊棟	宮之浦町862	国328→県393→県51→県42→県25→県16	国328→県395→県211→県42→県25→県40→県16	鹿児島市	山崎地区 公民館	
			192	4	420	青少年研修センター体育館	宮之浦町4226-1	国328→県393→県51→県42→県25→市道	国328→県395→県211→県42→県25→県40			
	折小野	92	41	3	136	青少年研修センター講堂	宮之浦町4226-1	国328→県393→県51→県42→県25→市道	県392→県393→県51→県42→県25→市道	鹿児島市	山崎地区 公民館	
			92	3	136	青少年研修センター講堂	宮之浦町4226-1					
	小計	4公民会	736	736								
白男川	白男川	259	189	36	192	永野小学校	永野2562	国504→県50	県393→県333→県51→県42→県25→市道	さつま町	白男川小 学校	
			60	35	60	永野交流館	永野941-1					
	浅井野	139	10		10	永野鉄道記念館	永野884-2	国504→県396	県392→県393→県51→県42→県25→市道	さつま町	白男川小 学校	
			139	34	188	中津川小学校	中津川4269					
小計	2公民会	398	398									

避難計画（地区・公民会別）別表1

地区	公民会	UPZ対象人口	誘導数(人)	避難施設				避難経路(国:国道、県:県道)		避難先自治体	バス避難集合場所
				番号	収容	施設名	所在地	経路①	経路②		
泊野	泊野高峰	95	95	200	B&G海洋センター(体育館)	求名12753-3	国504→県396		さつま町	泊野小学校	
	きらら	139	59	200	B&G海洋センター(体育館)	求名12753-3					
	2公民会	234	80	100	薩摩農村環境改善センター	求名12753-3					
小計			234								
地区計	68公民会	14,421	14,421								
神子	柳野	22	22	92	霧島保健福祉センター	霧島田口500	県397→国267→県396→国504→県2→県60	霧島市		神子地区ミニセンター	
	1公民会	22	22								
	上川口	177	177	208	大廻地区体育館	福山町福山109-1	県397→国267→県396→国504(→国10)→国220				
柏原	市場	136	40	143	45	下牧之原地区公民館	福山町福山4912-28	国267→県396→国504→国10	霧島市		
				126	197	福山活性化センター	福山町福山6288-50	国504(→国10)			
	諏訪下	146	70	136	66	大廻地区公民館	福山町福山556	国267→県396→国504(→国10)→国220	霧島市		
				139	66	小廻地区公民館	福山町福山3524-1				
				146	201	中央地区多目的体育館	福山町2458	県397→国267→県396→国504→国10→国220			
	小路下手	111	21	24	104	敷根公民館	国分敷根180	国267→県396→国504(→国10)	霧島市		
				146	201	中央地区多目的体育館	福山町2458	国267→県396→国504→国10→国220			
	大願寺	265	265	17	273	牧之原養護学校	福山町福山16140	国267→県396→国504	霧島市		
				127	46	福山老人憩の家	福山町福山2926	国267→県396→国504(→国10)→国220			
	下京塚原	248	50	7	53	川原公民館	国分川原5026	国267→県396→国504→国223→国10→市道	霧島市		
20				69	上井公民館	国分上井880-2	国267→県396→国504→国223→国10				
30				161	川原小学校	国分川原2650	国267→県396→国504→国223→国10→市道				
京塚原	220	81	140	97	比曾木野地区公民館	福山町佳例川4644-1	国267→県396→国504→国10→県478	霧島市			
			22	46	平山公民館	国分川内3097-1	国267→県396→国504→国223→国10→県491				
			24	104	敷根公民館	国分敷根180	国267→県396→国504(→国10)				
種子田	157	0	26	55	上之段公民館	国分上之段1637	国267→県396→国504(→国10)	霧島市			
			46	127	総合福祉センター	国分中央3丁目33-1	県397→県398→国328→国504→県2→県60				
			127	46	福山老人憩の家	福山町福山2926	国267→県396→国504(→国10)→国220				

避難計画（地区・公民会別）別表1

地区	公民会	UPZ対象人口	誘導数(人)	避難施設			避難経路(国：国道、県：県道)		避難先自治体	バス避難集合場所
				番号	収容	施設名	所在地	経路①		
柏原	種子田	157	30	130	30	牧之原老人憩の家	福山町福山5290-61	国267→県396→国504→国10	霧島市	柏原小学校
小計	8公民会	1,460	1,460							
紫尾	紫尾下	238	70	91	92	霧島保健福祉センター	霧島田口500	県397→川薩がリ→県60→国267→県396→国504→県50→国223→広域農道→県60	霧島市	
			94	92	105	田口地区公民館	霧島田口850			
	紫尾中	202	74	95	342	霧島小学校	霧島田口2255	県397→川薩がリ→県60→国267→県396→国504→県50→国223→県60	霧島市	紫尾小学校
			80	95	342	霧島小学校	霧島田口2255			
			122	90	395	霧島緑の村	霧島田口2608	県397→川薩がリ→県60→国267→県396→国504→県50→国223		
紫尾上	158	95	342	霧島小学校	霧島田口2255	県397→川薩がリ→県60→国267→県396→国504→県50→国223→県60				
小計	3公民会	598	598							
地区計	12公民会	2,080	2,080							
総計	80公民会	16,501	16,501							

※UPZ内施設（「むつみ苑」「紫雲寮」「ほのぼの苑」「まもりエ」「宮之城病院」「ふくし園」「鶴宮園」）については管理者が作成する避難計画により避難を行う。⇒初期避難の受入れが必要な場合は、一次避難所「鶴田体育館」「鶴田中学校体育館」で対応することとする。

第3節 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の住民への配布や服用については、原子力規制委員会が原子力災害対策指針等により示した考え方を基に実施することとし、原子力発電所の状況や、放射性物質の放出による空間放射線量率の上昇等に応じて、避難等の防護措置が行われる際に、国若しくは県、町の指示のもと、救護所等で行うものとする。

第5章 災害時要援護者等への対応

第1節 在宅の災害時要援護者等の避難

町の「災害時要援護者避難支援プラン」等に基づき、避難支援者、区公民館（公民会含む）、自主防災組織等の支援を受け避難を行うものとする。

第2節 病院等医療機関における避難措置

あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

避難先については、県の「原子力防災・避難施設等調整システム」により調整された医療機関へ避難するものとする。

第3節 社会福祉施設における避難措置

あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

避難先については、県の「原子力防災・避難施設等調整システム」により調整された施設へ避難するものとする。

第4節 学校等施設における避難措置

生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県または町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第6章 避難所等における医療体制

第1節 緊急被ばく医療

町は、避難所等において、県と連携し、避難者を対象に、スクリーニング、ふき取り等の簡易除染、指定された被ばく医療機関等への搬送等を行う。

【スクリーニングとは】

- ・放射線測定機器を使用して、身体の表面における放射性物質の付着の有無を確認すること。

【スクリーニング会場】

- ・スクリーニングは、救護所で行うものとする。

【県内の被ばく医療後方支援医療機関】

医療機関名	所在地	電話番号
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8丁目35番1号	099-275-5111
済生会川内病院	薩摩川内市原田町2番46号	0996-23-5221

第2節 避難者の健康管理

町は、避難者に対し、放射線による被ばくや放射性物質による汚染、健康に及ぼす影響、生活環境の変化等による不安などに対応するため、県と連携し、必要に応じて、救護所等の設置、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。

資 料

原子力災害対策指針（抜粋）

原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		PAZ(～概ね5km)			UPZ(概ね5～30km)			UPZ外(概ね30km～)					
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
警戒事態	原子力事業者	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングの強化	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・平常時モニタリングの強化	-	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	-	-	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築
	国	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・緊急時モニタリングの準備
(原第1号施設敷地緊急事態に該当する場合は、全面防護を実施)	原子力事業者	・要員追加参加 ・現地派遣の実施	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体	・要員追加参加 ・現地派遣の実施 ・要員追加参加 ・現地派遣の実施	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・自治体への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・自治体への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの準備	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築
	国	・要員追加参加 ・現地派遣の実施 ・要員追加参加 ・現地派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの収集・分析 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・緊急時モニタリングの準備
(原第15号施設敷地緊急事態に該当する場合は、全面防護を実施)	原子力事業者	・要員追加参加	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体	・要員追加参加	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングで設定されているモニタリングポストによる測定	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・国及び他の自治体に情報提供	・緊急時モニタリングの実施	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築
	国	・要員追加参加 ・現地派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの収集・分析 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・緊急時モニタリングの準備

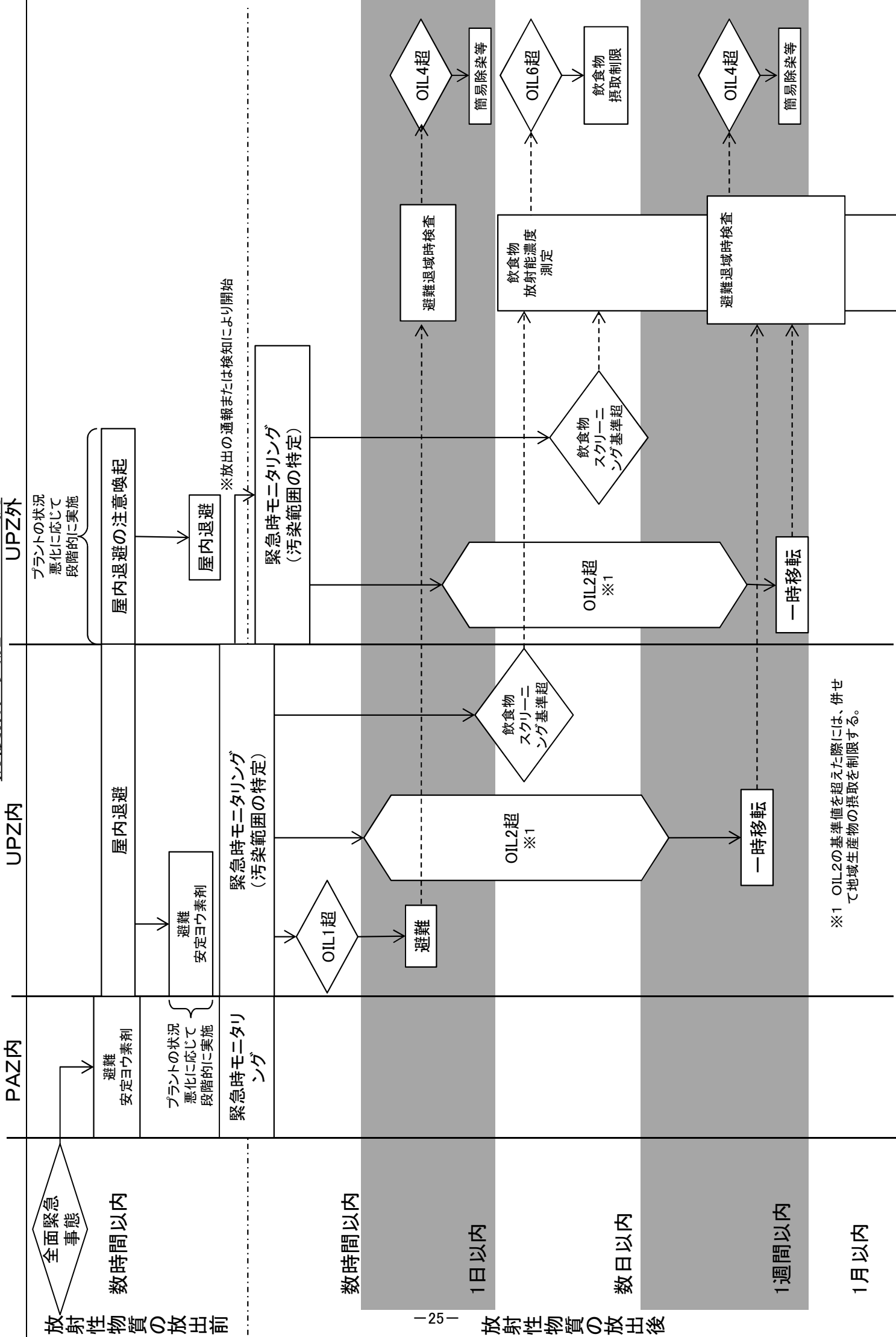
原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等(2/2)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

	PAZ(~概ね5km)※1				UPZ(概ね5~30km)				UPZ外(概ね30km~)			
	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L 1 原子力事業者 公共団体 国	-	-	-	-	-	国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	住民等への情報伝達	【避難】 ・避難の実施	【避難】 ・(近)避難の実施 ・(遠)避難の受入れ	-	-	-	-
	-	-	-	-	自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・(遠)自治体に避難の受入れを要請
O I L 4 原子力事業者 公共団体 国	-	-	-	-	-	国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	住民等への情報伝達	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	-	-	-	-
	-	-	-	-	自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
O I L 2 原子力事業者 公共団体 国	-	-	-	-	-	国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	住民等への情報伝達	【避難】 ・(近)一時移転の実施	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施	-	-	-	-
	-	-	-	-	自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・(遠)一時移転の受入れ
O I L 6 原子力事業者 公共団体 国	-	-	-	-	-	国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	住民等への情報伝達	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	-	-	-
	-	-	-	-	自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示

※1・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

防護措置実施のフローの例



※1 OIL2の基準値を超えた際には、併せて地域生産物の摂取を制限する。

OILと防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要														
緊急防護措置	OIL1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を用途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)														
	OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) 【1ヶ月後の値】 β 線：13,000cpm※4 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難区域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。														
早期防護措置	OIL2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を用途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。														
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数日内を用途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。														
	OIL6 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>核種※7</th> <th>飲料水 牛乳・乳製品</th> <th>野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td>300Bq/kg</td> <td>2,000Bq/kg※8</td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td>200Bq/kg</td> <td>500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td> <td>1Bq/kg</td> <td>10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>20Bq/kg</td> <td>100Bq/kg</td> </tr> </tbody> </table>	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg
核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他															
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8															
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg															
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg															
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg															

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E A の G S G - 2 における O I L 6 を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 I A E A では、O I L 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である O I L 3、その測定のためのスクリーニング基準である O I L 5 が設定されている。ただし、O I L 3 については、I A E A の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。